

5 裁判所は、前項の規定によりその実用新案権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第三十条において準用する特許法第百四十二条の三一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に對し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができ、第四十条の二を削る。

第四十五条第一項中、「及び第四十条の二」を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。  
(秘密保持命令違反の罪)  
第六十条の二 第三十条において準用する特許法第百五十二条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十一条第一号中、「第五十六条の下」又は「前条第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(意匠法の一部改正)  
第六条 意匠法昭和三十四年法律第百二十五号の一部を次のように改正する。  
第四十一条中、「第百六条」を「第百五十二条」に改め、「明示義務」の下に、「特許権者等の権利行使の制限」を加え、及び「を、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等」及び「第百六条」に改める。

第七十三条の次に次の一条を加える。  
(秘密保持命令違反の罪)  
第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五十二条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第七十四条第一号中、「第六十九条の下」又は「前条第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(商標法の一部改正)  
第七條 商標法昭和三十四年法律第百二十七号の一部を次のように改正する。  
第十三条の二第五項中、「第百五十二条、第百五十二条の二及び第百六条」を、「第百四十二条の三から第百五十二条の二まで、第百五十二条の四から第百五十二条の六まで及び第百六条、第百六条第一項において準用する特許法第百六十八条第三項から第六項まで」に改める。

第三十九条中、「及び第百四十二条の二から第百六条まで」を、「第百四十二条の二から第百五十二条まで」に改め、「明示義務」の下に、「特許権者等の権利行使の制限」を加え、及び信用回復の措置を、「秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等」及び「第百六条（信用回復の措置）」に改める。

第六十八条第三項中、「第三十五条」の下に、「第三十九条において準用する特許法第百四十二条の三」を加える。

第八十一条の次に次の一条を加える。  
(秘密保持命令違反の罪)  
第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五十二条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十二条第二号中、「又は第八十条」を、「、第八十条又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(不正競争防止法の一部改正)  
第八条 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第六條第三項中、「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者、法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

第六條の三の次に次の四條を加える。  
(秘密保持命令)  
第六條の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができ、ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の開示又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第六條第三項の規定により開示された書類又は第六條の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるお

それがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なうなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者  
二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実  
三 前項各号に掲げる事由に該当する事実  
3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。  
(秘密保持命令の取消し)  
第六條の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができ、

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならぬ。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならぬ。